

○少年事件選別主任者制度の運用について（通達）
（平成 12 年 10 月 4 日岡少第 335 号／岡刑企第 362 号／岡交指第 395 号警察本部長例規）

（概要）

最近の少年非行は凶悪・粗暴化し、質・量ともに深刻化の傾向が強まるなど極めて憂慮すべき状況で推移しているが、こうした少年事件及び少年事案に的確に対応するとともに、少年の性格等の矯正を図りながら少年事件を適切に選別するため、少年事件選別主任者制度を定め、本制度を周知徹底させることにより処遇の適正を期することとしたもの。

主な内容は、

- 1 制度の趣旨
- 2 選別責任者及び選別主任者の指定
- 3 選別責任者及び選別主任者の任務等
- 4 措置区分の選別及び処遇上の意見の決定方法
- 5 選別主任者制度運用上の留意事項
- 6 選別主任者及び署員に対する教養

等である。